

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p align="center"><u>山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例</u></p>	<p align="center"><u>山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例</u></p>
<p>（目的）</p>	<p>（目的）</p>
<p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第6条第2項</u>の規定に基づき、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）<u>第8条第1項</u>に規定する認定地域再生計画に記載されている<u>法第5条第4項第5号</u>に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において、<u>法第17条の2第3項</u>の認定を受けた同条第1項に規定する<u>地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u>（同条第4項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に従って<u>法第5条第4項第5号</u>に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した<u>法第17条の2第3項</u>の認定を受けた事業者について、<u>県税の不均一課税</u>を行うことにより、地方活力向上地域における就業の機会の創出及び経済基盤の強化を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第6条</u>の規定に基づき、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）<u>第8条第1項</u>に規定する認定地域再生計画に記載されている<u>法第5条第4項第5号イ</u>に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において、<u>法第17条の2第3項</u>の認定を受けた同条第1項に規定する<u>地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>（同条第4項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に従って<u>法第5条第4項第5号</u>に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した<u>法第17条の2第3項</u>の認定を受けた事業者について、<u>県税の課税免除又は不均一課税</u>を行うことにより、地方活力向上地域における就業の機会の創出及び経済基盤の強化を図ることを目的とする。</p>
<p>（不均一課税の要件）</p>	<p>（課税免除の要件）</p>
<p>第2条 知事は、地方活力向上地域内における次の各号に掲げる<u>県税の不均一課税</u>をすることができる。</p>	<p>第2条 知事は、地方活力向上地域内における次の各号に掲げる<u>県税の課税を免除</u>することができる。</p>
<p>（1）<u>法第5条第18項</u>（<u>法第7条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定により<u>法第5条第1項</u>の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する<u>地方活力向上地域特定業務施設整備事業</u>に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（以下「公示日」という。）から平成32年3月31日までの間に、<u>法第17条の2第3項</u>の規定により、同条第1項に規定する<u>地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u>（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）<u>第6条第1号</u></p>	<p>（1）<u>法第5条第18項</u>（<u>法第7条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定により<u>法第5条第1項</u>の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する<u>地方活力向上地域等特定業務施設整備事業</u>に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（以下「公示日」という。）から平成32年3月31日までの間に、<u>法第17条の2第3項</u>の規定により、同条第1項に規定する<u>地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）<u>第6条</u></p>

から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年間の各年（法人にあっては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年間に終了する各事業年度）に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるべきものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

- (2) 公示日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税

第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年間の各年（法人にあっては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年間に終了する各事業年度）に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるべきものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

- (2) 公示日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税

（不均一課税の要件）

第2条の2 知事は、地方活力向上地域内において、公示日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日（同日までに同条第6項の

規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の不均一課税をすることができる。

(不均一課税の税率)

第3条 前条の規定による不均一課税の税率は、山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)第71条及び附則第14条第1項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。

(不均一課税の税率)

第3条 前条の規定による不均一課税の税率は、山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)以下「県税条例」という。)第54条(県税条例附則第13条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)、第62条の4、第71条及び附則第14条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める率とする。

(1) 事業税 次に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれ次に定める率

イ 第1年(特別償却設備を事業の用に供した日の属する年をいう。ロにおいて同じ。)

又は第1事業年度(特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して1年以内に終了する各事業年度をいう。) 県税条例第54条又は第62条の4に規定する税率に2分の1を乗じて得た率

ロ 第2年(第1年の翌年をいう。ハにおいて同じ。) 又は第2事業年度(特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して1年を経過した日以後1年以内に終了する各事業年度をいう。) 県税条例第54条又は第62条の4に規定する税率に4分の3を乗じて得た率

ハ 第3年(第2年の翌年をいう。) 又は第3事業年度(特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して2年を経過した日以後1年以内に終了する各事業年度をいう。) 県税条例第54条又は第62条の4に規定する税率に8分の7を乗じて得た率

(2) 不動産取得税 県税条例第71条又は附則第14条第1項に規定する税率に10分の1を乗じて得た率

(不均一課税の申請)

第4条 前2条の規定により不均一課税を受けようとする次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める日までに申請書を知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) - 略 -

(3) 第2条第2号に該当する不動産取得税の納税義務者である個人 特別償却設備である家屋(土地の取得について不均一課税を受けようとする場合は、当該土地を敷地とする当該家屋。次号において同じ。)を取得した日の属する年の翌年の3月15日

(4) 第2条第2号に該当する不動産取得税の納税義務者である法人 特別償却設備である家屋を取得した日の属する事業年度に係る第2号に規定する期間の末日

(課税免除及び不均一課税の申請)

第4条 前3条の規定により課税免除又は不均一課税を受けようとする次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める日までに申請書を知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) - 略 -

(3) 第2条第2号又は第2条の2に該当する不動産取得税の納税義務者である個人 特別償却設備である家屋(土地の取得について課税免除又は不均一課税を受けようとする場合は、当該土地を敷地とする当該家屋。次号において同じ。)を取得した日の属する年の翌年の3月15日

(4) 第2条第2号又は第2条の2に該当する不動産取得税の納税義務者である法人 特別償却設備である家屋を取得した日の属する事業年度に係る第2号に規定する期間の末日